

## 第1章 名称および事務局

第1条 本会は、尼崎市立琴ノ浦高等学校合同PTAと称する。

第2条 本会は、事務局を尼崎市立琴ノ浦高等学校内に置く。

## 第2章 目的および活動

第3条 本会は、保護者・教職員が一体となり、地域社会の協力のもと、本校生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の研修および親睦
- (2) 会員相互の教養を高めるための計画とその実践
- (3) 家庭と学校との連携による生徒指導の推進
- (4) 学校環境や家庭生活の改善についての研究
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事項

第5条 本会は特別の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為は行わない。また、他の団体の支配、統制、干渉を受けない。

## 第3章 会員

第6条 本会の会員は次の通りとする。

### 1 正会員

- (1) 保護者
- (2) 教職員

### 2 特別会員

- (1) PTA役員経験者を特別会員とする。

## 第4章 会計

第7条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第8条 会費は生徒一人につき本会の定めた額を負担する。

- (1) 会費は生徒一人につき、年額1,500円とする。
- (2) 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

## 第5章 役員

第9条 本会は次の役員を置く。

- (1) 顧問 若干名 (学校長・役員経験者)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 書記 2名
- (6) 理事 若干名 (教頭・総務部長)

第10条 役員等の任務

- (1) 顧問は本会の目的達成上、必要な指導を行う。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはこれを代行する。
- (4) 会計は、出納を担当する。
- (5) 書記は、議事録を作成する。
- (6) 理事は、本会に必要な事務をつかさどる。

第11条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 会長、副会長、会計、書記は総会において選出する。
- (3) 理事は委員及び学校より選出する。
- (4) 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

## 第6章 会議

第12条 定期総会は年度当初に開き、予算・決算の審議、事業報告、役員選出、その他、重要事項の協議を行う。なお、必要のある時は臨時の総会を開く時がある。また、必要に応じて紙面総会も可能とする。

第13条 総会は会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第14条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、理事で構成し、必要に応じて開き、本会の目的達成上必要な事項を審議する。

第15条 執行部会は、会長、副会長、会計、書記、で構成し、必要に応じて開き、総会に提案すべき案件の審議、緊急事項の審議ならびに会務の執行に当たる。

## 第7章 慶弔

第16条 会員、生徒の慶弔に対しては、下記の基準により慶弔の意を表す。

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 会員の死亡   | 供花またはしきみ一對 |
| (2) 生徒本人の死亡 | 供花またはしきみ一對 |

第17条 本規程に定めなき場合でも、特殊事情により執行部会で定めることがある。

## 第8章 規約変更

第18条 本会則の変更は、総会の議決による。

平成25年 4月 1日制定  
令和 3年 2月24日改定

### 附則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。